１．ハラスメント相談状況[1)]

年度	相談者数[2)]	(教職員)	(学生･院生)	(不明)	アカハラ・パワハラ・いじめ等	セクハラ・ストーカー・DV 等	不明
2007	5 名	(1 名)	(3 名)	(1 名)	2	2	1
2008	9 名	(3 名)	(6 名)		6	0	3
2009	9 名	(2 名)	(7 名)		7	2	
2010	9 名	(1 名)	(8 名)		7	2	
2011	15 名	(3 名)	(12 名)		14	1	
2012	14 名	(3 名)	(10 名)	(1 名)	9	4	1
2013[3)]	5 名	(1 名)	(4 名)		4	3	
2014	13名	(2名)	(11名)		10	3	
2015	12名	(6名)	(6名)		6	6	
2016	10名	(2名)	(8名)		9	1	
2017	8名	(3名)	(5名)		6	2	
2018	10名	(2名)	(8名)		7	3	
2019	9名	(4名)	(5名)		8	1	
2020	6名	(3名)	(3名)		6	2	
2021	9名	(2名)	(7名)		9	0	
2022	5名	(3名)	(2名)		5	0	
2023	3名	(2名)	(1名)		2	1	
2024	8名	(5名)	(2名)	(1名)	8	0	

注 1　ハラスメント相談員に寄せられた相談のみを挙げています。担任、ゼミの担当教員等への相談数は含まれていません。

注 2　相談者のプライバシーおよび相談の秘密を守るため、教員と職員の別、学生と院生の別や悩みの詳しい内容は公表しません。相手方は学内者だけでなく学外者も含みますが、上記には掲載していません。

典型的な被害・加害行為の例は本学リーフレット『STOP HARASSMENT!』や本学『ハラスメントの防止等に関する指針』をごらんください。

注３　アカハラ・パワハラとセクハラが重複している相談があったため、人数より種別の合計のほうが 多い。

２．申し出があった事案[4)5)]の処理状況

・2008 年度

「公立大学法人福井県立大学ハラスメント防止等に関する規程」第 17 条に基づく「注意または 警告」1 件。

「公立大学法人福井県立大学ハラスメント防止等に関する規程」第 18 条に基づく「調停」1　件。

・2009 年度

「公立大学法人福井県立大学ハラスメント防止等に関する規程」第 26 条ー第 37 条に関わる「苦情の申し出」と「調査」に基づく委員会から大学に対する「措置等の申し出」1 件。

・2011 年度

「公立大学法人福井県立大学ハラスメント防止等に関する規程」第 17 条に基づく「注意または警告」1 件。

・2015 年度

「公立大学法人福井県立大学ハラスメント防止等に関する規程」第 17 条に基づく「注意または警告」1 件。

・2019 年度

「公立大学法人福井県立大学ハラスメント防止等に関する規程」第 17 条に基づく「注意または警告」2 件。

注 4　上記の措置を求める相談者は、相談員とよく相談したうえで「ハラスメント等人権問題に関する委員会」に正式に申し出る必要があります。

注 5 申し出があった事案の内容については原則公表しません。ただし「ハラスメントの防止等に関 する指針」により、「理事長または学長は、ハラスメント等の内容が重大である場合には、それに対する措置が全て終了したときに、被害者の同意を条件として、関係者のプライバシーに充分配慮し て、ハラスメント等の事実とそれに対する措置などを学内に公表するものとします」。

３．申出に至らなかった事案の処理事例[6)]

注６　　特定されないように一部加工してあります。典型的な例として参考にしてください。

・個人的にしつこく食事に誘われるので嫌で辛かったが、相談員に話を聞いてもらって気持ちがラクになり、応じないで済んだ。そのうち学期も終わって気にならなくなった。
・二人だけのときに執拗に性的な話題をもちだしてくる人がいる。からっとした冗談として受け流せる雰囲気ではなく辛い思いをしていたが、相談員に相談しているうちに、二人きりにならないよう環境を変える方法を思いついた。
・大勢の前で過剰に叱責され、プライドをひどく傷つけられた。相談員の提案で、双方に意見をいえる第三者的な立場の人間に仲裁に入ってもらうことにして和解できた。
・教員の言動に恐怖を感じ、頭が真っ白になってよけい叱責されるという悪循環状態が続いていたが、相談員との面接を繰り返すうちに次第に気分が落ちつき、相手方教員と明るい雰囲気でやりとりできるようになった。
・上司の言動に不快感・違和感をもっていたが、相談員に傾聴してもらうことで頭と心の整理ができ、気分的に落ちついた。
・本人と指導教員とのやりとりだけではうまく意思疎通ができにくかったが、相談員が間に入ることによって改善されるようになった。
・相談員と話しているうちに、教員に伝えたい自分の意思や考えがまとまってきたため、それを伝えてみることにした。
・相談員のところに来る前に、周囲の人に話した内容が、噂として広まらないように相談員に手を打ってもらった。
・相談員と相談して仲介者を選び、その仲介者を通じて相手方教員に態度を改めるよう話してもらい、その後関係が改善された。
・相談員と相談して非公式の調停を試み、最終的に相手方からの謝罪文を受け取った。
・相談員と相談して仲介者を選び、相手方に注意してもらった。
・相談員の助言を得て、本人が担当教員の変更を申し込むことにした。
・共同作業のパートナーである上級生との関係が苦痛であったが、相談員と教員が話し合い、その上級生と顔を合わせないですむ研究テーマが新しく与えられた。
・学生の被害を心配する保護者にハラスメント等人権問題委員会委員長が面談して、今後の対策について説明し、理解と協力を得ることができるようになった。
・経過をまとめた文書を相談員からハラスメント等人権問題委員会の委員長に提出してもらい、今後の対策の参考にしてほしいと伝えた。
・相談員からハラスメント等人権問題委員会の委員長に悩みの原因を伝えてもらい、それを広報等に活かしてもらうことにした。
・学外からのストーカー被害について警察や弁護士に相談に行く時に、本学の相談員等に付き添ってもらった。
・自己の言動がハラスメントにあたるのではないかという指摘を受け、相談員にコミュニケーションの改善方法について相談している。
・自己の言動がハラスメントにあたるという指摘を受け、相談員に解決方法について相談した。
・相談員と相談することによって、デート DV のリスクを免れることができた。
・最初はハラスメント相談以外のことを相談していたが、話している中でそうした問題の可能性にも気づき、未然に解決できる方向に向かった。
・相談員とハラスメント等人権問題委員会委員長を通じて、学生からの苦情・要望を相手方教員に伝え納得してもらった。
・相談員を通じて指導教員の変更を要望し、検討してもらうことになった。
・相談員に依頼して、相談者の希望で、相談者・保護者・大学側との話し合いをもった。
・相談員に依頼して、相談者の希望を、保護者・大学側に伝えた。
・相談員に依頼して、相談者の希望を一般的な形で部局長から教職員に伝えてもらうことにした。
・相談員に依頼して、相談者の希望を部局長から相手方に伝えてもらうことにした。
・相談員に依頼して、相談者の希望を一般的な形でハラスメント等人権問題委員会委員長から全学生に伝えてもらうことにした。
・相談員に依頼して、相談者の希望を一般的な形で部局長から教職員に伝えてもらうことにした。
・ハラスメント等人権問題委員長から相手方に相談者が苦痛に感じている事柄を伝え、相手方にその行為をやめてもらった。
・ハラスメント等人権問題委員長から相手方に言動を注意し、改善を指導してもらった。
・ハラスメント等人権問題委員長が相手方に対し言動を注意し、指導教員交代に納得してもらった。
・相談員に相談して、上司に相手方への注意を依頼することにし、実際に実施してもらった。

・相談者からハラスメントの相手方に連絡しなければならないことがあったが、自分一人で相手方と連絡をとることに不安があったため、相談員と相談しながら文面を考え、一緒にメッセージを送信した。

４．最近の動向

・2011 年度以降、相談者数は２桁代が続いていたが、2013 年度は１桁にもどった。ただし、2013 年度においても延べ人数換算では 34 名にのぼる。また 2014 年度以降は再び２桁台になった。2016 年度は相談者数は増えていないが、1 人当たりの相談回数・時間数はかなり増加している。延べ人数に換算すると 86 名であった。2017 年度は相談者が１桁にもどったが、延べ人数に換算すると 40 名である。2018 年度は再び二桁台になり、延べ人数は 20 名強であった。2019 年度も前年度より 1 名減だが、延べ人数にすると約 37 名に上った。2020 年度の相談数は 6 名であるが、延べ人数では 70 名近かった。2021 年度は 9 名であるが、メール・電話のやりとりも含めた相談回数は 20 回以上であった（延べ人数は不詳）。2022 年度は 5 名であるが、メール・電話のやりとりも含めた相談回数は 100 回を超えている。2023 年度は 3 名であった。2024 年度は 8 名であるが、延べ人数は 26 名であった。
・ストーカー行為について相談が微増だが増える傾向にある。
・盗撮・写真の無断掲載を含むメール・SNS 上でのハラスメントについての相談が、微増だが増える傾向にある。
・SNS 上のなりすましや誹謗中傷についての相談が増える傾向にある。
・学外活動やアルバイト先におけるセクシュアル・ハラスメントについての相談があった。
・アルバイト先のパワー・ハラスメントについての相談があった。
・被害者を心配する第三者からの相談、加害行為を心配する第三者からの相談が来るようになった。
・アルコール・ハラスメントの防止や対処法について教員からの相談がくるようになった。
・学生・院生からのアカハラ相談が増える傾向にあるが、教員・職員からの職場環境についての相談もコンスタントに来ている。
・学生・院生からのアカハラ相談は、教員との関係だけでなく指導的な立場にある上級生やＴＡ・ＲＡ・研究員等との関係における問題も含んでいる。
・卒業生との金銭トラブルに関する相談があった。
・指導内容は間違っていなくとも、言葉の使い方に適正を欠く、学生の話すことに十分耳を傾けないなどのために学生・教員間のコミュニケーションに齟齬が生じているのではないかという指摘が相談員からあった。
・カップルでの相談もあるようになった。
・同一案件について複数が一緒に相談するケースがあった。
・相談員が保護者と大学側の話し合いを仲介するケースが増えた。
・学部の行事のもち方についての相談が登場した。
・デート DV について第三者からの相談があった。
・環境セクハラに関する相談があった。
・クラブ・サークル活動上の先輩や OB の指導に関わる悩みの相談があった。
・オンライン授業のなかでの教員の言動に脅威や苦痛を感じるという相談があった。
・相談者への支援の仕方について第三者の教職員から相談があった。
・上司にあたる教職員の言動や職場環境について不安・不満・苦痛を感じるという相談があった。
・ある SNS 上のトラブルについて、どのようにとらえるべきか相談があった。また、全学的な討論の場をつくってほしいという要望があった。
・教員の言葉や態度に怯えて学習に支障が出ている友人を心配する複数の学生からの相談があった。
・教員の言葉や態度に怯えて学習に支障が出ている学生を心配する別の教員からの相談があった。
・学生・部下に至らない所があっても侮辱したり責め立てたりするだけに終わってしまうならば、それは教員・上司の指導力が不足しているということである。そのことで学生・院生が自責的になり、勉学や仕事の継続に支障が出るのなら、その学生・院生が被害を自覚していなくともハラスメントといえるのではないかという指摘が、ハラスメント等人権問題委員会委員長に寄せられた。
・ハラッサーが有能とみなされて上層の管理職者になることがある。そうした場合に備えての対策が必要ではないかという意見が委員長に寄せられた。
・親の家庭内暴力についての相談があった。
・同僚がパワー・ハラスメントにあっているという第三者からの相談があった。
・SOGI（性的指向・性自認）を尊重した進路指導等ができていないのではないかという苦情があったことを踏まえ、教職員向けの研修会、学生向けの研修会をそれぞれ行った。